

社団法人日本クレーン協会
東海支部 支部長 殿

愛知労働局労働基準部長



エレベーター設置工事におけるゴンドラの落下
による労働災害防止対策の徹底について

平成 20 年 8 月、東京都港区赤坂の高層マンション建設工事現場において、エレベーターの設置工事に使用するゴンドラがシャフト内を 24 メートル落下し、当該ゴンドラに登場していた作業員 2 名が死亡する災害が発生しました。

厚生労働省では、ゴンドラを使用するエレベーター設置工事に対し同種災害を防止するため（社）日本エレベーター協会に対し別添のとおり要請したところです。

つきましては、貴職におかれましても下記の事項に留意し、エレベーター設置工事における安全確保の徹底を図るようお願いします。

記

- 1 エレベーター設置工事にゴンドラを使用する場合には、次の事項を作業標準として文書化するなどにより、その履行を徹底すること。
 - (1) ゴンドラのつり元は、他の荷重が付加されるつり元とは独立のものとする。ただし、複数のつり元を設置することが困難であり、やむを得ずゴンドラと荷のつり上げ等に使用するチェンブロック等の揚上装置とを同一のつり元につる場合には、当該揚上装置を過負荷防止装置付のものとする。
 - (2) ゴンドラのつり元は、ボルト締め等により確実に固定すること。
 - (3) ゴンドラ及びチェンブロック等の操作スイッチについては、スイッチに分かりやすい表示を行うなど誤操作防止対策を講ずること。
- 2 エレベーター設置工事においてゴンドラを用いる作業を関係請負人に請け負わせる場合には、当該関係請負人に対し、上記 1 に掲げる事項を周知するとともに、作業現場の巡視等を行うことによりその履行を徹底すること。



基安安発第 0324002 号

平成 21 年 3 月 24 日

社団法人日本エレベーター協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

エレベーター設置工事におけるゴンドラの落下
による労働災害防止対策の徹底について（要請）

平成 20 年 8 月に東京都港区の建設工事現場において、別紙のとおり、高層ビルの建築工事において、エレベーターの設置工事に使用されたゴンドラがシャフト内を約 24 メートル落下し、当該ゴンドラに搭乗していた作業員 2 名が死亡する災害が発生しました。

つきましては、ゴンドラを使用したエレベーター設置工事における同種災害を防止するため、貴協会会員であるエレベーター設置工事施工業者に対し、下記の事項に留意し、その安全確保の徹底を図るよう指導・啓発方お願いいたします。

記

- 1 エレベーター設置工事にゴンドラを使用する場合には、次の事項を作業標準として文書化するなどにより、その履行を徹底すること。
 - (1) ゴンドラのつり元は、他の荷重が負荷されるつり元とは独立のものとする
こと。
ただし、複数のつり元を設置することが困難であり、やむを得ずゴンドラと荷のつり上げ等に使用するチェンブロック等の揚重装置とを同一のつり元につる場合には、当該揚重装置を過負荷防止装置付きのものとする
こと。
 - (2) ゴンドラのつり元は、ボルト締め等により確実に固定すること。
 - (3) ゴンドラ及びチェンブロック等の操作スイッチについては、スイッチに分かりやすい表示を行うなど誤操作防止対策を講ずること。
- 2 エレベーター設置工事においてゴンドラを用いる作業を関係請負人に請け
負わせる場合には、当該関係請負人に対し、上記 1 に掲げる事項を周知する
とともに、作業現場の巡視等を行うことにより、その履行を徹底すること。

事故の概要

1 発生年月

平成 20 年 8 月

2 発生場所

東京都港区内の鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事現場

3 事故の概要

地上 45 階建（高さ 157 メートル）のビル新築工事において、エレベーターの設置のため、シャフト内に渡した仮設ビーム（H 型鋼）につるされたゴンドラに作業員 2 名が搭乗し、ガイドレールを設置する作業を行っていた。当該ガイドレールのつり上げは、ゴンドラと同一の H 型鋼をつり元とするチェーンブロックにより行われていた。作業中、何らかの原因によりチェーンブロックが巻上状態となったが、チェーンブロックにつられた状態でガイドレールがシャフト壁面に固定されていたことから、過剰な荷重が H 型鋼にかかり、その結果、H 型鋼が変形して桁から脱落し、H 型鋼をつり元としていたゴンドラが落下したものの。